

# 再考・ラベリング論批判

高 原 正 興

## I はじめに——批判の視角の問題

いつまでラベリング論 (labeling theory) に関わりあうつもりかという自問に苛まれながらも、自分の処女論文<sup>1)</sup>における関わり以来、この perspective に接するとどうしても首を突っ込まざるを得ない。60年代の隆盛と70年代の論争・衰退が広く指摘されるわけだが、「果たして80年代はどうなるのか」という一抹の不安も、おそらくはこの「関わり」の動機付与をしているのだろう。

思えば、かの『アウトサイダーズ』の著者 H.S.Becker が「Whose side are we on?」のセンセーショナルな問い合わせをし(講演1966年、論文1967年<sup>2)</sup>)、また論敵アノミー論の旗頭 R.K.Merton が「社会問題と社会学理論<sup>3)</sup>」の俎上に Becker をのせてから(1966年)、ちょうど20年がたった。さらには、この間、寸刻惜しむ間もなく出された A.W.Gouldner の批判<sup>4)</sup>を先頭にして、第2次的大脱線の概念からラベリング論の片棒を担った E.M.Lemert の「Beyond Mead」論文<sup>5)</sup>や、論争の体裁よい集約としての W.R.Gove, P.W.Conover, Lemert の論集<sup>6)</sup>に代表されるように、70年代はまさに百花齊放の観を呈した時代であつただろう。

ところで、これらの論争を中心としたラベリング論批判は、当然のことながら様々な形で日本へ輸入された。そして、それらを概観しながらこれまで脳裏を離れなかつたのは、その「批判の視角」がまちまちであり、ラベリング論に対してどのような立場から批判をしているのかが必ずしも明確ではなかつたということである。実はこのことは「ポスト・ラベリングの課題」を考察する上で重要な問題ではなかろうか。つまり、後を振り向かない「ポスト」としてはすかに切り捨ててしまう批判のしかた、あくまで相互作用論的視角の枠内でそのインプリケーションを引き出す批判のしかた、より構造的にラディカルな方向へ誘導するがための批判のしかた、司法福祉実務の領域における応用からの批判のしかた等々である。これらに見られる「ポスト」に込められた様々な意味<sup>7)</sup>を、その「批判の視角」から整理して検討することは、ラベリング論と80年代(それも既に後半!)を考察する上であながち無意味ではなかろうと思う。

そこで、本論に入る前の準備作業として、拙稿で恐縮ではあるが、7年前にアトランダムに掲げたラベリング論批判<sup>8)</sup>からその後の経過を確認しておきたい。

- ① あえて原因論的分析を回避している。当人をして最初の逸脱に駆りたてる原因是他者の反作用を待たない。

- ② 対象領域が犠牲者のいない犯罪に限定されている。また弱者一般よりも underdog 等に向けられた cynical な眼が中心になっている。
- ③ 全ての規則を相対化して、行為の価値判断上の認知や道徳性の問題を不間に付す。これは現実の逸脱問題解決に対する有効性が疑わされることになる。
- ④ ラベリングによる逸脱増幅を強調しすぎる。また社会統制と逸脱規定の主体=「他者」の内容と反作用のバリエーションが不明確である。

〈逸脱の総合理論化〉 New Criminology の主張に依拠した逸脱行動論の7つの対象分担（図1）<sup>9)</sup>。

つまり、私見における「批判の視角」は、④のような labeling perspective 内的な補強の必要性を認めつつも、基本的には①を中心とした逸脱主体形成の脈絡との関わりの中でラベリング論を適切に「位置づける」ことであり、合わせて、実務領域に関わる③の批判のしかたと方法論的（というよりも認識論的？）視座としての②の克服であったと言えよう。

いささか遡及的に我田引水をしたような分析であるが、前述の多様なラベリング論批判は全体としては概してこの範疇に入れられるものである。ただ、「ポスト」を志向していない段階での遡及的解釈と志向した上でのそれとは、当然性質を異にすることになる。この点を確認した上で、批判のあれこれの整理、ラベリング論の位置づけ方の問題、ポストの課題という順序で、イントロ的な稿を起こしてゆきたい。

## II ラベリング論への外在的批判<sup>10)</sup>

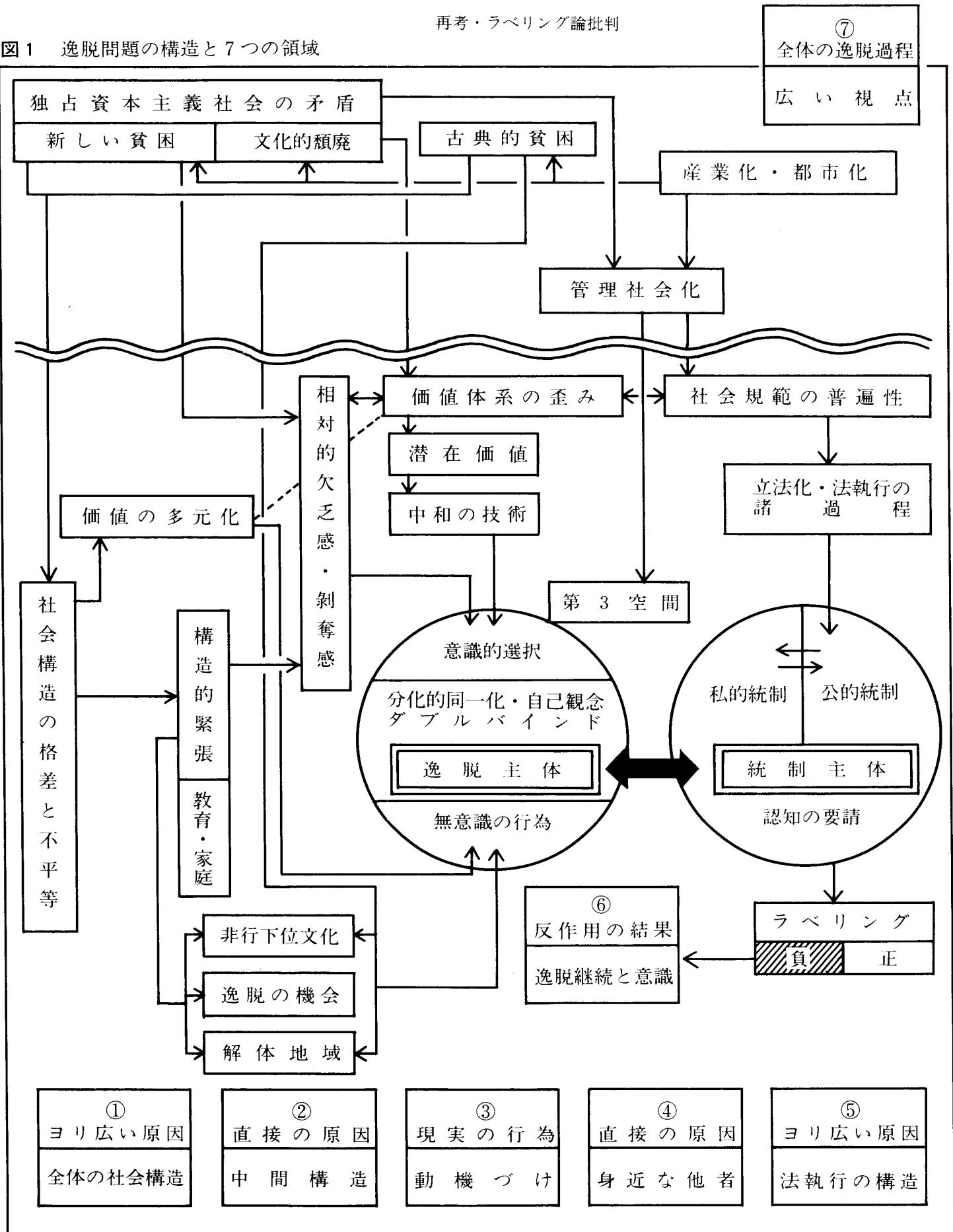
### (1)逸脱原因論の不在

これは最も頻繁にあげられる批判の一つであるが、しばしば逸脱行動論全体の中での位置付けを忘れる半ば教条主義的になりかねない。序論①で触れたように、行為者主体側の逸脱形成過程が欠落しているというものである。

これにはまず、問題意識のそもそもの出発点からの問い合わせがある。即ち、「基本的問題が規範一規範侵害であるのに、副次的な問題にすぎない規範への反応の問題に力点をおいている<sup>11)</sup>」とか、「なぜ第2次的逸脱が初めの逸脱よりも逸脱への関わりにおいてより重要なのか<sup>12)</sup>」という類いのものである。基本的とみるか副次的とみるか、どちらをより重要とみるかは、もちろん研究者個人の志向の問題と言えばそれまでだが、ラベリング論の志向には次のような認識が前提としてあり、そのための戦略的ポイントとしての方法論であったと見ることができる。つまり、原因論自体の一見「不毛な再生産」に対する無力感と、原因論=機能主義という一面的な認識がラベリング論の側にあったという否めざる事実である。

次に、地域や集団の特性によって逸脱率が異なるという事実からの問い合わせである。これに対して、おそらくラベリング論は「その特性自体（特に劣った属性）がラベリングの差異的表出をもたらすのだ」と反論するのであろう。この点は「にわとりと卵」のように見えるが、やはり第

図1 逸脱問題の構造と7つの領域



1次的と第2次的から見るべきである。例えば、かつてのシカゴ学派の蓄積における解体地域の研究のように、人口集合の様々な特性は統制側の反作用を待たない現前たる事実として、非行率の高低等に影響を及ぼし、また同一集団内でも社会的心理的諸側面の違いから非行と無非行の相異を生み出す。それゆえ、初めの行為の動機づけに関わる外的環境を「研究者の外からの勝手な意味付与」を危惧して回避するのではなく、まさに「社会学的想像力」を働かせてこれを分析する必要があるのである。

ところで、西村春夫は「(ラベリング論は) ラベルを貼ったことが原因だ」というが、社会学的、心理学的、精神医学的原因は無視されるのか<sup>13)</sup>と述べている。同様に、星野周弘は「法や法執行の偏りが多く犯罪の原因となっているというラディカルな立場」や「もう一つの派では……彼らは犯罪者となりやすいというラベルをはることが、犯罪の原因となるという見解がとられている<sup>14)</sup>と解釈している。この批判は誤ったものである。科警研のこのような「ラベリング＝原因」説は、原因論不在という批判を俗流ラベリング解釈によって糊塗してしまう危険を孕んでおり、逆にラベリング論の側から「我々はそんな事を言った覚えはない」と反論を受けることになってしまうのではないか。

さて、この原因論不在の批判に対しては、ラベリング論の側から様々な「弁明」があり、それらには概して「無いものねだりをされても困る」という意味が込められている。柴野昌山の「ラベリング論が逸脱原因論を欠いているという誤解<sup>15)</sup>」という指摘は、氏が Lemert を意識しつつ（第1次的逸脱をふまえて）のことであって、やはり「誤解」ではなくて「正解」と言うべきである。なぜなら、ラベリング論の真髄は第2次的逸脱であり、それ以前の段階をも含んでいるとは言い難いからである。やはり、この点での最大の問題は、ラベリング論の側の「原因論」観であろう。

「逸脱問題の理論的研究は必ず原因論をめざして展開されなければならないのであろうか。そもそも原因論とはその論者の問題意識の遡行的な志向性によって制約され、しかも罪責論を前提とするまさにそのことによって、『罪』がいかにして社会的に構成されるかという問題、ひいては社会の道徳的意識の形成の問題については理論的展開の可能性を閉ざしているのではないか。……ラベリング理論のアプローチは、その問題意識の進行的な志向性によって、誰が『有罪か』という議論にコミットしない<sup>16)</sup>」と村上直之は述べている。

逸脱原因論は「悪いのは誰か」という有責性の所在をめぐる論議であるのに対して、ラベリング論はこれにコミットしないという「価値中立」を標榜する氏の叙述によれば、原因論不在は確かだが、遡行的と進行的との志向性という表現に込められた「価値前提」からしても我が方が魅力的だと言うまでのことである。引用箇所を逆に読めば、全くの「水掛け論」に終わってしまう<sup>17)</sup>。「無いものはない」と認めた上で、第1次的逸脱と第2次的逸脱を峻別すれば済むことではないだろうか。

## (2) イデオロギー性とマクロ視角の不在

前述の原因論不在の批判は多くの場合「構造因」不在という指摘へ、即ち、社会構造的視角が弱くそのためのイデオロギー性が問われるという状況へつながる。その代表としては、当然 Gouldner によるもの<sup>18)</sup>や New Criminology によるもの<sup>19)</sup>があげられる。

まずイデオロギー性批判としては、ラベリング論が自由主義イデオロギーの枠内に留まっていることがあげられる。あくまでアメリカ的プラグマティズムの影響から抜け切れない内的ジレンマは、歴史的に規定されながら諸々のコンフリクトの産物として作り出される諸規則を、Becker がその内的特性を問わずにただ価値中立的に描き続けた事実に表われている。実際、「これまでの社会体制批判のいかなる見地にも政治的立場にも関与しない」し、「所詮は『リベラル』な価値中立の社会学にすぎない<sup>20)</sup>」と批判されるわけである。確かにそこにあるのは、イデオロギー不在の間隙を抜って横たわる cynical realism であり、「自然主義的アプローチ」である。相互作用論的視角のメリットと共に、一方で共通して指摘される社会学方法論の一般的レベルでの問題点と大同小異であろう。

この問題と即座に結びつくマクロ不在の批判は、Gouldner を待つまでもなく、ラベリング論が時代の診断学・批判学・処方学でないという指摘にも表わされる。「ラベリング論は力の弱い個人の逸脱や悲哀を共感的に説明するのに主眼をおくあまり、巨大な社会構造や社会過程の分析に弱いところがある<sup>21)</sup>」のである。この点は既に拙稿でも触れたしⅣ章でも改めるので詳細は省くが、佐々木嬉代三による次の指摘は炯眼というべきである。

「価値規準の混乱、動搖した現代の状況に対応（即応または埋没）して展開されたこの理論は、逆にかえって現代の状況を対象的に把握することができず、……その直接経験的・現場主義的な発想ゆえに、この場を越え、この関係を規定してくる総体としての社会の構造的矛盾や変動を概念的に把握することができず、高々地位や身分の上下関係にともなう価値の優劣関係をラベリングの生み出される社会的条件として前提するにとどまったので、……この視点自体に、現象の表面をなでさせるような底の浅さとともに、特有の観念論的歪みがあると思うのである。<sup>22)</sup>」

なお、この点の批判に関連して、横山実は「ラベリングの政治性」として次の3点を指摘している<sup>23)</sup>。第1に、規則創始者と規則執行者の立場や関心は異なるので、利害集団としてラベリング主体側を見るべきだということ。次に、社会の産物—犠牲者としての犯罪者觀は官僚制下の被操作の人間觀と合致し、将来への積極的な展望が開けないとということ。最後に、ラベリング論の非政治性については、日本におけるマルクス主義的立場の定着のためにさほど話題にならないということである。この点では、ラベリング論の側から、「既成左翼」の「形骸化した体制批判」という脈絡で「必要なのは体制批判ではなくそのための原点である<sup>24)</sup>」との叙述がある。しかし、非政治性、没体制批判としての視点が結局は自然主義的アプローチであるなら、そこには「トロイの木馬」的性格が潜んでいると見なければなるまい。つまり、マクロ視角をどこかで聞いたような「既成」「形骸化」の常套ステレオタイプ化によって「labeling」しながら、その反面で実は体制批判の視角を自らすすんで放棄して、底なしの不可知論に陥ってしまっているのである。

### (3) 決定論的行為論

ラベリング論がおそらくは全く求めてはいなかったものの、逆機能的に露呈せざるを得なかつたのが、決定論的行為論または必然的決定論とよばれる行為への見方である。これはIII章の逸脱の増幅過程の強調に通じ、また序論②で述べた非主体的存在としての underdog の重視の問題、横山の指摘した2番目の問題そのものである。考えてみれば、ラベリング論の源流=相互作用論の祖 G.H.Mead は I と me の両概念に基づいて能動的自我と受動的自我を展開したわけであるが、こと社会的反作用に関しては <significant others→self> という脈絡において me の側面が浮き彫りにされた。これが逸脱行動論に輸入されると、I の側面を強調する perspective としての被支配階級全般を語ることには当然つながらず、もっぱら underdog や drop-out に焦点が向けられてしまうのである。とするならば、どのような人にも犯罪・非行の準備性があり、それは偶発的な T P O の諸状況によるラベリングによって顕在化するのを待つだけであるという宿命論にも陥ってしまうであろう。従って、ラベリング論が予定調和のカルヴィニズムや矯正不信の人間観と関連しているという徳岡秀雄の指摘<sup>25)</sup>が生きてくるのである。

ところで、このような人間観は今さらラベリング論でという感がしないわけではない。ニュー・コンフクリト論にも同じ影が見受けられるが、司法福祉実務の側からは我慢ならない見方であろう。それはともかくも、エリートに操作されるマス、組織の指令に過同調する「他律的人間」といった、大衆社会論や管理社会論の描いた人間像と奇妙に一致してしまうのである。アノミー論を含めて「逸脱の世界」を語る諸々の視角にありがちなこの問題は、おそらくそれが「逸脱の世界」であるからこそ一層重要な課題を課しているのではないかと思われる。

### (4) 日本文化との関連性

「逸脱行動論の日本の現実への適合性」の問題は、この間筆者の関心をそそるテーマであった<sup>26)</sup>が、ラベリング論と日本文化の関わりは、まさしく外在的な問題そのものであろう。従って、この点での批判は、「ラベリング論が日本の風土と適合するのかどうか」という可能性を考察するという意味になる。さて一般的に言われていることは、ラベリング論が「人種・民族の melting pot」であるアメリカで育ったという点である。諸価値や規範の葛藤しあう場であるからこそ、ラベリングの持つ意味が相対的に大きいのであって、葛藤的要素の弱い日本ではどれくらいの意味があるのかということになる。

もちろん、それを生かすような日本の条件として、在日朝鮮人問題や部落問題、寄せ場労働者の問題をあげることは易しい。しかし、それらは「差別と偏見」を洗い直す日本型社会問題論の守備範囲内にあり、どう見てもラベリング論固有の範疇に収まるものではない。ここではやはり、伝統的に日本人全体の思考を規定してきた「恥の文化」や日本の集団主義から考えるのが正道と言えるだろう。この点を速水洋は次のように述べている。

「日本ではラベリングそのものに対して極めて敏感な国民性が存在している。……日本人は一般的に他人の眼や他人の評価により敏感であるが、このことはラベリングが作用する領域が大き

いことを示している反面、我々はその大きさを知っている分だけ、それについてより慎重であるのが通例である。そして日本文化一般に、キリスト教的な父性的影響力が弱いため、切り捨て的な激しい処置を好まない傾向があるが、謝罪とそれに対するゆるしを重視する日本文化の仏教的志向もラベリングを避ける方向へ作用すると思われる。<sup>27)</sup>」

つまり、封建的社會関係を残存させ利用しながら進んだ日本的近代化は、人口集合の様々な局面に「ムラ的絆」を付置し、さらに仏教道徳が寛容の精神を内面化していたがために、結果としてラベリング忌避の強い志向をはぐくんだわけである。ところで、このような村落共同体内の精神的な相互扶助が第一であれば、逆に「ラベリングされた者を忌避する伝統に、直接的に転化するおそれを持っている。すなわち、ラベリングに対して慎重な態度で警戒すればするほど、逆にラベリングの効力は高まるという逆説的結果が生じる<sup>28)</sup>」のである。つまり、ラベル付与をはさんで双方の落差が大きいという主張は、一面では日本の風土こそがラベリング論の舞台とも言えようが、しかし基本的には、個の自立の弱い社会の中での相互作用は一度集団の壁を濾過せねばならないので、本来的なラベリングの働く余地は限られていると言うべきであろう。それよりは、例えば村八分によって共同体を実質的に追放されて流民化する姿は、ラベリング付与の後の伝統的処遇問題として、内在的にこそ考えられるべきものであるだろう。

### III ラベリング論への内在的批判<sup>29)</sup>

#### (1)規範の相対性の強調

ラベリング論の大きな戦略的ポイントは、これまでの機能主義的原因論が独立変数として（所与の前提として）扱ってきた規範概念を従属変数とし、価値多元的社会における規範の相対性を強調したことである。これは序論③に該当する点で、行為自体の性質や道徳性の問題と関連してくる。つまり、ある行為の価値判断は一定の規範を前提としてなされるのであるから、その規範が相対的なものである以上、行為の価値判断も相対的にならざるを得ず、その正邪善悪を決めることはできないと…。

Becker の有名な叙述は次のようにになっている。

「当該行為が逸脱であるか否かは、ある程度まで行為の性質（つまりその行為が規則を破ったか否か）により、またある程度まで、他の人々がどのように応対するかという点による。」「逸脱とは、行動それ自体に属する性質ではなく、ある行為の当事者とそれに反応する人々との間の相互関係に属する性質なのである。<sup>30)</sup>」

この同じ脈絡の中で述べられている二つの文は、一見矛盾しているように見える。ある程度まで行為の性質によると言いながら、行動それ自体に属する性質ではないと……。この点がしばしば誤解を生むわけだが、前者の行為の性質を規則違反にひっかけているところがミソである。つまり、「同一の行動が、時に応じて規則違反になったりならなかったり……また、それを犯した者がどのような人間であるかによって、違反となったりならなかったりする<sup>31)</sup>」のであるから、ここで言う規則違反とは他者による認知を受けた後のもの（＝逸脱と既にラベル付けられた行為）に

他ならない。従って、「ある程度」など全く言葉の遊びであり、行為の性質とは他者の反応の完全な従属変数でしかないわけである。

ところで、行為の性質や規範は本当にラベリング論が述べるほどに相対的であろうか。ちなみに犠牲者の有無を併せて考えてみよう。当該行為による犠牲者がいない場合は、犠牲者のいる場合よりも比較的相対性を主張できるであろう。せいぜいのところ、自分の健康を害しようとどうしようと他者の知ったところではないとされる。その限りでは多元的規範なのであるが、人間の生命・財産・諸権利・尊厳を損うべからずという普遍的な側面が一方で基底にあることを忘れてはならない。しかも、それらは現実の歴史的経過の中のコンフリクトを通じて、「市民的権利」の諸形態としてかち取られたものが多く、まさに犠牲者ができるのを抑止するか彼を保護するためのものであった。こうした歴史的具体性を抜きにして、規則創始者によって上から一方的に作り出され適用されたという抽象的見方は、あまりに皮相的であると言わざるを得ない。こうして、規範の相対性を強調する余り、その普遍性まで等閑に付してしまうと、「不幸にしてラベル付けられた者」をさらなる犠牲者的存在に仕立て上げるか、または彼によって別の新しい犠牲者が生み出されてしまうことになる。刑法関係だけに限定して考えずに、もっと広い意味で「犯罪的行為」の数々を想定してみれば、このことはより明確になるであろう。

## (2)逸脱の増幅過程の強調

これは内在的批判としては最もポピュラーなものであり、しかも数々の調査データによっても反論されているものである。すなわち、「ラベリングにはプラスの効果とマイナスの効果があり、一概にマイナス効果と断定するだけの資料はまだない<sup>32)</sup>」とか、「社会的反応は、常に自動的な逸脱の継続や深化をもたらさない<sup>33)</sup>」というものである。さらに細かく述べると、社会的反応を当人がどのように解釈するかで様々なバリエーションが生ずる（分化的反応）こと、ラベル付与の威嚇による一般的予防効果があること、当人を隔離（施設収容措置を講じる）することで社会の悪化防止が計られること、当人の更生・立ち直りの動機を付与すること、等があげられる。もっとも、F.Tannenbaum から学説史的に掘り起こされるラベリング論は、「悪循環説」「悪化促進的性格」に焦点があるにすぎないが、補導・検挙—送致—判定—処置という現実の矯正過程と深く関係せざるを得ず、そのための具体的提言さえ出している以上は、上記の諸批判も己むを得まい。

この点では3つの問題が指摘できる。

第1は、逸脱の増幅や軽減をもたらすラベリング主体の内容である。一般的にはマイナスラベリングが暗黙に語られるが、論理的にはプラスラベリングやゼロラベリングも考えられる。森田洋司が「犯罪現象が反作用主体の特質によって規定される側面を重視しかなった<sup>34)</sup>」と批判したのはこのことである。まずはラベリング主体が具体的に誰なのか（公私の区別）、どのような立場からのラベリングなのか（教育的、懲罰的、事務的）、当人がそれをどう解釈するのか（有益か無益か、一時的か永続的か）、等によって多様に分化するはずである。第2の問題は、中でも否定的効果をもつラベリングについて、どのような状況がそうせしめるかを経験的に検証することである。

そうすることによって、当面問題になっているラベリング効果をチェックすることができるし、ラベリングの客観的根拠（何に基づいてか）が明確になるであろう。第3は、外在的の(3)と関係するが、逸脱経歴を辿っていく道をあまりに直線的、必然的に描きすぎていて、ラベリングにさらされた者の側の主体的反応を軽視していることである<sup>35)</sup>。宝月誠の「逸脱のドラマ<sup>36)</sup>」論はこの点を埋めるものである。

### (3) ラベリングだけではない

これは逸脱者イメージの維持や逸脱の持続・深化という概ね増幅過程に限定した上で、ラベルが貼られなくても、他者の反作用がなくとも、誰にも知られずに、そうなってゆくことがあるという批判である。この批判は内在的とはいえ、多少毛色が違うようである。というのは、本当に「他者」が全く姿を見せないことがあるのかという問題と、ラベリング論の perspective を拡大解釈した場合に広義の社会的相互作用がどこかに見受けられはしないかという問題である。

突然ラベリング論に肩入れしているかの感を与えるかも知れない。確かにプロブレマチックな行動に対するラベリングは、あくまで統制側と言われるものが主体であるから、具体的な統制機関やその代弁者の眼を経由しなくても、逸脱者同士の相互作用やマスコミの描く逸脱者像への同調によって、逸脱を持続・深化させることは十分あり得ることだろう。そうでなくとも、他者の知覚や社会的相互作用への認識は検証不可能であるから、こればかりはどこまで行っても推論の域を出ないものであるが、分化的接触や分化的同一化、自己観念の理論などが描く逸脱像は、その学習論の立場や逸脱者個人の心理内での諸々の作用を検討する立場から、増幅過程を十分説明できるものであろう。

それでは、この批判に対する結論はどうなるのだろうか。まず第一に、内在的の(2)を考慮に入れた上で、「ラベリングは逸脱の増幅過程をもたらすことがある」という命題は、逆に「増幅過程は必ずラベリングを伴う」とはならず、また当然「増幅過程はラベリングなしでもありうる」ことになる。だから批判の内容はもっとものであるが、それがラベリング論固有の視角に合わせた批判ではないので大した意味を持たない。第二に、ラベリング主体を広義に捉えるか狭義に捉えるかで事情が違ってくる。狭義の場合の統制機関としてのラベリング主体は、前述のように、それを経由しなくても増幅があるので、問題にもならないし「御門違い」として済まされる。俗に退行的とか逃避的とよばれるようなもの（例えば同性愛、薬物吸飲、アル中など）に限らず、現認されずに続けられ常習化してゆく万引き等はこの典型である。一方、広義に捉えた場合の「一般化された他者」としてのラベリング主体は、それを対極としての逸脱イメージや逸脱行為の維持（換言すれば、逸脱であるという意識化、すんで人の目を避けること自体）なのであるから、ほとんどの場合にはそのような意味でのラベリングの内面化なしには、維持や深化以前に「逸脱」自体があり得ないということになろう。

話を難しくしないために、ここでは第一の結論でとどめておくが、ラベリング主体の捉え方一つでこの問題は大きな展開をする可能性を秘めている。

#### (4) 実務サイドからの批判

ラベリング論が本来的に規範や統制主体を従属変数として扱ったことと、その逸脱増幅過程に主に焦点をあてたことは、具体的には当然、矯正過程が逸脱者当人に及ぼす否定的影響を重視する視点をもつことにつながった。そして特にアメリカでは、速水洋によれば、ラベリング論と実務の関係として、公的機関の処遇それ自体を否定的にとらえる立場、それを部分的に改革しようとする立場、現在支配的な処遇政策を他の政策により置きかえようとする一種の政治的立場、の三つにまとめられると指摘されている<sup>37)</sup>。この中で第二の立場を主流としつつ、ラベリング論が実務にもたらした具体的対策として、decriminalization, diversion, due process, deinstitutionalization が提起されたわけである。この点は、ラベリング論導入前の日本では、いわゆる prison community 論として語られた問題でもあった。

さて、これに対する実務からの批判として、due process が主張されるほど不利益な処遇がなされているかということ（ラベルは正確に貼っている）と、処遇を権力的関係から一面的に捉えすぎていなかということがあげられる。つまり、現行法と処遇システムに対するラベリング論の見方の問題ということになる。前者の批判については実証的な論争もあるが結論は出ていない。

「（ラベルを貼られた者の）社会的周縁性と不利益な行刑処遇との関係〈前提仮説〉がどのような条件のもとで経験的に妥当性をもつか<sup>38)</sup>」が求められている状況である。後者の批判は比較的広く指摘されている。処遇＝権力介入という意味合いをもつラベリング論固有の反権威主義的傾向は、その一面的強調のために逆に処遇を強めることになったり、現場ワーカーへの直接的批判のために実は彼らの実務を規定している法体系の問題を見過ごすことになるというものである。

思うに、ラベリング論のこのような実務批判と実務の現実との乖離はどこから生まれたと見るべきであろうか。その最大の問題は、前述のマクロ不在である。特に、処遇のあり方の歴史的展開を思想史的に考察している New Criminology 派に比して、また法のコンフリクトモデルを開拓している New Conflict 派に比して、ラベリング論がこの視角に弱いのは自明の理である。だから、現行少年法や刑法等の関連諸法のもつ現実的問題とそれに規定される処遇システムの問題が研究対象とならず、その下での統制側個人と逸脱側個人との間の face-to-face の直接的関係だけが脚光を浴びることになるわけである。次の問題は、現場労働の現状とラベリング論の自然主義的（というか cynical な）現実主義とが全くかみ合っていない点である。例えば、日本でしばしば指摘される家庭裁判所の審判をめぐる問題<sup>39)</sup>や保護観察所の保護システムの問題などは公務労働の問題を中心とした幅広い関わりをもつものに対して、ラベリング論はそこまで切り込む視角を当然のことながら持っていない。つまり、表現は悪いが、手ぶらでけんかをしても勝ち目がないのである。実務の全体領域をカバーするか分担しあう形をつくってゆかないと「批判のための批判」で終わってしまう公算が極めて強いことになろう。

### (5) 慎意性と法則性、日常的ラベリング

紙数の都合上残された批判はまとめて論じることにする。まず、ラベリングは得てして個別的、恣意的、偶発的であるという主張に対する批判がよく見受けられる。「レイベリングは、社会的レベルでとらえた場合、そこに何らかの方向性とひろがりがある<sup>40)</sup>」として、その法則性を明確にすることが指摘される。

しかし、この批判は基本的には二つの事実を含んでいる。それは恣意的に行われるラベリングもあれば、法則的に行われるラベリングもあるということで、「社会的レベル」でとらえることの必要性をどこまでラベリング論に求めるかということになってくる。即ち、それを求めなければ、恣意的に行われるラベリングは随所に見受けられるであろう。統制側個人のその時々の「主体的諸状況」如何によって、ラベル付けられたりそうでなかったり、underdogばかり狙われたりそうでなかったりするわけで、それこそ case by case の自然主義的・解釈的方法の好対象であろう。しかし、ラベリング論がラベルを貼られた者の「社会的周縁性」を一定視野に入れている以上、それは「社会的レベル」を求め、そこでの法則性を検討する必要があるということになる。これは具体的には due process が主張される根拠を洗う（社会的属性・周縁性の妥当性の検討）という前述(4)の課題となる面と、統制側の活動サイクルと検挙率の関係を明らかにするという面を併せ持つことになる。（例えば、交通安全キャンペーン中の集中的取締り、非行防止期間中の集中的補導、事件発生後の集中的暴力団対策などに見られるものである。）

もう一つの批判は、日常の事と思われるラベル付けなのに、しかも犯罪・非行というラベルだけがなぜ問題になるのかという点である<sup>41)</sup>。しかし、この種の批判はあまりいただけない。というのは、日常一常識の世界の中に囲い込まれていたラベリングという問題的事実を解き明かしたという視角のメリットは既に共通認識になっていることであるし、犯罪・非行に限られていた既存の逸脱行動論の領域を、ラベリング論は日常生活の相互作用の領域にまで拡大したと評価すべきであると思うからである。

なお、内在的批判の代表的なものとして、ラベルを貼られやすい者の社会的属性（つまり社会的周縁性）の問題があった。これは独立した項目として扱って然るべきではあるが、既に述べたように、実務での due process やラベリングの恣意性如何といった拡散した批判にまたがる問題であるので、改めてまとめはしなかった。また、外在的と内在的との区別も、通常語られている最大公約数的なラベリング論の内容から行ってみたものであり、個々の批判の根拠を探ってみれば、内在的が実は外在的から派生するというケースが多く見受けられるわけである。とにかく、以上を概観するのに俗な表現を借りれば、ラベリング論への無いものねだり、ラベリング論の自意識過剰、自殺的行為、意外な落とし穴等々が、決して過小評価しているわけではないその豊富なインプリケーションと対照的に、あるいはその代償として見えてくるのである。

## IV ラベリング論の位置付け——批判をこえて

### (1)マクローミクロ問題

外在的批判の(1)(2)あげた問題は、マクローミクロ問題としてまとめられうる。ここでは、ラベリング論がマクロ分析へ向かうべきというのではなく、その対象領域を図1の④、⑥というミクロ分析に限定しておくべきである。それは言うまでもなく、ラベリング論のもつ相互作用的方法論のメリットを生かすことにつながるからであり、また、あらぬ要求をされて困惑しないがためでもある。そこで、ミクロに限定した上での課題としては、次の二つがあげられるだろう。

第一の課題は、ラベリング過程のバリエーションの精緻化である。つまり、内在的(2)で述べたように、ラベリング主体の内容を明らかにすることによって、容易にラベリングしやすいのはどんな社会的反応なのか、その社会的反応がいかにして世論化されるか否か、それはどんな歴史的変化をするか、といった問題が明らかになるであろう。また、ラベリング効果を状況的に考察することによって、例えば、貼られる者の経歴上の段階や彼の自己観念の程度について考え、またラベリングの根拠・理由を類別してみることができる。総じて、When+Where (どんな状況で) Who (どのような主体が) Whom (いかなる属性の人に) What (どんな意味のラベリングを) Why (いかなる理由で) How (どんな手続によって) 行ったのかという「ラベリングの6W1H」を経験的に明らかにする課題と言えよう。

第二は、外在的(3)で述べたように、決定論的行為論を回避するためにも、貼られた者の反応を考えてゆくという課題である。前述の「逸脱のドラマ」論は、「逸脱とみなす者」と「逸脱とみなされる者」以外に「観客 audience」を登場させ、こうした観客の目を意識して繰り広げられる逸脱現象を、基本的に三者から構成される逸脱のカテゴリー付与をめぐるドラマとして解釈することを主張している。そして、貶価、自己反省、盛り上がりを欠く、闘争の四つのドラマの各々の影響が逸脱の今後を再編してゆくのであり、逸脱の増幅や確信的逸脱者の出現はこの中の一つのケースにすぎないとする<sup>42)</sup>。観客という名の世論を別に意識しなくとも、二者間の相互作用の中での弁証法的関係を捉えることは必要であろう。

### (2)規範的一相対的の問題

これは内在的(1)の批判そのものにつながる。そして、ここでも規範の相対的側面を対象とするのがラベリング論であると限定するのが得策というものであろう。なぜならば、規範の普遍的側面を見過ごさないために必要であるということと、外在的(4)で述べた文化的特質は一元的な現実があることを断わった上で考察されねばならないからである。さらには、犠牲者のいる場合といない場合との行為の逸脱性の違いもあるのだから、ラベリング論を主に後者の場合に限定すれば(もちろん前者の場合にも規範問題抜きの相互作用過程はラベリング論の射程内である)、前者の場合を規範を前提にして語る原因論の領域は別に必要でなければならない。(表1<sup>43)</sup>)

表1は以上の二つの問題(perspectiveとlevel)をクロスさせて類型化した四つの理論モデルである。筆者はかつて現在戦力をもつ理論として、構造的緊張理論の系譜、社会心理学的方法、古典的コンフリクト理論、学習論・過程論の系譜の四つをあげたが<sup>44)</sup>、各々の四類型がほぼ対応していることを見ても、ラベリング論をこのように位置付けることに異論はなかろうと思われるのである。

表1 逸脱分析の4つの主な社会学的アプローチ

アプローチの特徴	perspective(逸脱の定義)と分析レベル			
	規範的見方 (逸脱は規範を破るもの)		相対的見方 (逸脱はaudienceが定義するもの)	
	マクロレベルの分析	ミクロレベルの分析	マクロレベルの分析	ミクロレベルの分析
1. 一般的呼称	マクロ規範的	ミクロ規範的	マクロ相対的	ミクロ相対的
2. 理論例	アノミー論	分化的接触理論	コンフリクト理論	ラベリング論
3. 中心的理論目標	社会における逸脱行動率の説明	個人レベルでの逸脱行動の説明	逸脱への反作用の社会的原因の理解	逸脱への反作用の個人的意味の理解
4. 理論上の概念の本質と焦点	大規模な環境上の変数	小規模な環境上の変数	大規模なコンフリクトの諸過程	小規模な相互作用の諸過程
5. 経験的データの主な出所	公的記録	調査技術	歴史的記述	参与観察
6. 値値志向	科学的・価値自由	同左	activistic 価値に関わる	humanistic 価値に関わる

### (3) 「第三者」の問題——脱ラベリング

ここで述べる第三者というのは、逸脱ドラマに登場する観客ではなく、実務領域に深く関連するものという存在である。これはラベリング論批判の中から今後の対策という形で提言されているもので、実践的にすぐれた意味を持つと考えられる。

その一つは、「action(行為者側)とreaction(社会統制機関)の間に、媒介者を位置づけ……一方で、社会統制機関の規準を正しく認識し評価しながら、他方で、行為者の意図・動機・主張に率直に耳を傾ける」という役割を担い、「二つの異なる世界を一つのものに映し出していく」べく、「行為者にとって『重要な他者』『意味ある他者』として<sup>45)</sup>関わってゆける者の必要性である。ラベリングの否定的効果を緩衝するこの媒介者は、一見「物分かりのよい」統制機関の代弁者を連想させ、保護司や更生保護団体のイメージと重なる。現行制度上では当然困難なことであり、現実に行行為者側が「重要な他者」として見る展望も全く確かではないが、diversionの問題の現実的解決策としては、私的・教育的・情緒的なラベリング主体という課題と同様に、統制規準をともかくも知っていて「重要な他者」となれる属性・性格をもつ者を検討しなければなるまい。

もう一つは、deinstitutionalizationの問題の現実的解決策として考えられるもので、「施設処遇と社会内処遇の対立を克服する中間施設的処遇<sup>46)</sup>」の必要性である。収容経験の有無が強いラベリ

ング効果をもつ現状では、直接的に社会内処遇へ移行してもラベリングの壁にはね返され、これがまたしても逸脱増幅作用となる。これを避けるための第三の道としての中間施設である。処遇施設がどう変わろうとも所詮そこには社会のラベリングの眼や感情が集中する宿命であるといった悲観論にも、また「道徳的十字軍」の旗と「善意の集まり」の下での根拠のない楽観論にも組せず、実践的な脱ラベリングの対策は、内在的(4)と関連して現実的に講じられねばならないだろう<sup>47)</sup>。

## おわりに——「ポスト」の意味・再考

7年前に『逸脱の社会学』を著しラベリング論を整理した大村・宝月は、2年前に共に「ポスト・ラベリング」を語り、またしても共にドラマ論をその内容としている<sup>48)</sup>。いわく、「ポスト・レイベリング論の時代が現在希求されているとするならば、それをいたずらに狭い視座に矮小化してそれを乗り越えることではない。むしろ、相互作用論の原点に立ち返って、逸脱の現象をその多様性とダイナミックな過程において把握することである。<sup>49)</sup>」と……。

この「ポスト」の意味は明らかである。ただ、その方向はドラマ論でよいのだろうか。逸脱行動論であるからこそ、解釈学だけで終わってはいけない課題を担わされていると考えるが、ドラマ論への志向性は果たしてこの課題に応えうるものなのだろうか、あるいはそんな必要はないのだろうか。ラベリング論の射程を限定し、その中で「ラベリングの6W1H」を検証することは「狭い視座への矮小化」ではあるまい。その固有の perspective を明確にすることによってラベリング論は逸脱行動論の中で精彩を放ち続けるのであり、逆に、守備範囲を無理に拡大することによってそのオリジナリティを失ってしまうのではないだろうか。

### 注

- 1) 拙稿「逸脱行動論の展開における諸問題」『ソシオロジ』74号 1979—a
- 2) H.S.Becker "Whose side are we on?" Social Problems, vol.14 no.3 1967
- 3) R.K.マートン「社会問題と社会学理論」『社会理論と機能分析』青木書店 1969 (原文1966)
- 4) A.W.Gouldner "The sociologist as partisan:sociology and the welfare state" the American Sociologist, vol.3 no.2 1968
- 5) E.M.Lemert "Beyond Mead" Social Problems, vol.21 1974
- 6) L.A.Coser, O.N.Larsen ed. "The Uses of Controversy in Sociology" 1976 P.219~249
- 7) その好例は、宝月誠「ポスト・レイベリングの時代か?」『教育社会学研究』39号 1984 P.5—a
- 8) 拙稿 前掲論文
- 9) 拙稿 「逸脱の統合理論のための一考察」『鹿児島女子大学研究紀要』4号 1983—b
- 10) ここで述べる「外在的」とは、本来 labeling perspective には含まれていない点、あるいはそれが求めてはいなかったが逆機能的に顕在化した点などを指摘したものである。
- 11) 松下武志「逸脱行動への社会学的アプローチ」『現代社会への病理学的接近』学文社 1982 P.197
- 12) I.Taylor, P.Walton,&J.Young "The New Criminology" 1973 P.153
- 13) 西村春夫『犯罪・非行と人間社会』評論社 1982 P.47の「ラベリング論」の項—a
- 14) 星野周弘『犯罪社会学原論』立花書房 1981 P.102~103

- 15) 柴野昌山「少年非行への現象学的アプローチ」『犯罪社会学研究』4号 1979
- 16) 村上直之「ラベリング理論への招待」『アウトサイダーズ』新泉社 1978 P.274~ 275
- 17) つまり逆に読めば、「必ずしも原因論にもとづかなくてもよいし、そのような義務はありえない。ラベリング論は『誰が有罪か』という問題については理論的展開の可能性を閉ざしている」というようになる。ラベリング論の魅力は「価値中立」的に述べるべきで、無用な感情移入は慎むべきである。
- 18) A.W.Gouldner op.cit.
- 19) I.Taylor, P.Walton,&J.Young op.cit.
- 20) 村上直之 前掲論文 P.275
- 21) 西村春夫 「ラベリング—犯罪研究における理論と証明」『刑事政策の現代的課題』1977 P.120—b
- 22) 佐々木嬉代三「社会病理学の可能性」『立命館産業社会論集』15号 1976 P.150
- 23) 横山実「ラベリング論の問題点」『犯罪社会学研究』5号 1980 P.123~125
- 24) 村上直之 前掲論文 P.275 ここでは、仲村祥一「犯罪とわれわれ—ラベリング論をめぐって」が引用されている。(『熊本大学法文論叢』34巻 1974)
- 25) 徳岡秀雄「自己成就的予言としての矯正可能性」『調研紀要』45号 1984
- 26) 拙稿「『現代型』少年非行と逸脱行動論」『犯罪社会学研究』8号 1983—c
- 27) 速水洋「司法福祉実務からみたラベリング論の批判的検討」『犯罪社会学研究』9号 1984 P.31
- 28) 速水洋 前掲論文 P.32
- 29) ここで述べる「内在的」とは、本来 labeling perspective に含まれ、その射程内にあるが不十分な点、あるいはそれが実際に求めていたにも拘らず、批判を受けた点などを指摘したものである。
- 30) H.S.ベッカー『アウトサイダーズ』新泉社 1978 P.23~24 (原文1963)
- 31) H.S.ベッカー 前掲書 P.23
- 32) 細井洋子「社会病理学の伝統的理論」望月嵩編『新社会病理学』学文社 1984 P.22
- 33) 松下武志 前掲論文 P.198
- 34) 森田洋司「犯罪社会学とラベリング論」『犯罪社会学研究』2号 1977 P.126
- 35) 宝月誠「相互作用におけるレイベリングの影響」『社会学評論』114号—b
- 36) 宝月誠 前掲論文 a
- 37) 速水洋 前掲論文 P.30
- 38) 森田洋司 前掲論文 P.129
- 39) 全司法労働組合編『家裁少年審判部』大月書店 1984
- 40) 細井洋子 前掲論文 P.22
- 41) 西村春夫 前掲論文 a P.47
- 42) 宝月誠 前掲論文 a P.10~15
- 43) J.D.Orcutt "Analyzing Deviance" 1983 P.28
- 44) 拙稿 前掲論文 b P.58
- 45) 細井洋子「社会病理学の新しいアプローチ」前掲書 P.33
- 46) 速水洋 前掲論文 P.33
- 47) 村上直之「非行少年処遇問題への一視点」『犯罪社会学研究』4号 1979 ここで紹介されている脱ラベリングが行われる社会的過程は、あまりに非現実的なものである。
- 48) 大村英昭「ドラマ論的犯罪社会学を目指して」『犯罪社会学研究』9号 1984
- 49) 宝月誠 前掲論文 a P.16

(1986年8月15日受理)